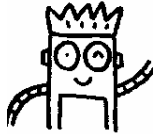


きほんてきじんけん

基本的人権って、どんなものなの



じゆうけん びようどうけん しゃかいけん さんせいけん
自由権・平等権・社会権・参政権など、人間が生
 まれながらにもっている**基本的な権利**のことだよ。

基本的人権は、人間が生まれながらにもっている、基本的な権利のことです。どんな権利を基本的人権にふくめるかは、時代とともに変わってきています。日本国憲法が認めている基本的な権利は、次の5種類に大きく分けられます。

- 1自由権：個人の生活が、国や都道府県・市町村によって、不当に口出しされたり、害をあたえられたりしない権利。思想や良心をもつ自由、宗教を信仰する自由、信仰しない自由、学問をする自由、どれいのようなあつかいを受けない自由、集会を開く自由、団体をつくる自由、意見や思想を発表する自由、本や雑誌を出版する自由、住む自由、引っ越しをする自由、職業を選ぶ自由、外国に移住する自由、日本国籍をはなれる自由など。
- 2平等権：ある人の行いに法律があてはめられるとき、その人の人種・信条（信じていること）・性別・社会的身分（会社・役所での役職など）・門地（家柄）などによって差別されない権利。「法のもとの平等」ともいう。
- 3社会権：国に対して、生活の保障を求める権利。健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利（生存権）、教育を受ける権利、働く機会をあたえることを要求する権利、労働組合をつくる権利、要求を実現するため使用者側と団体交渉をする権利、ストライキなどの団体行動を行う権利（労働三権）。
- 4参政権：国の政治に参加する権利。国会・地方議会の議員、都道府県知事、市町村長を選挙する権利、立候補する権利、最高裁判所の裁判官を審査する権利、憲法改正の国民投票に参加する権利、条例の制定・改正・廃止、地方議会の解散、都道府県知事・市町村長をやめさせることなどを要求する権利。
- 5国務請求権：自分の利益のために、国が積極的に行動するよう要求する権利。「受益権」ともいう。権利の保障を要求する権利、裁判を開いてくれるよう要求する権利、国や地方公共団体に損害賠償を要求する権利など。